保育施設（認可保育所・家庭福祉員）への入所の申し込み

受け付けは11月29日（土）～12月9日（火）

27年度の認可保育所（かたばみ保育園を含む）と家庭福祉員の利用申し込みを受け付けます。入所のしおりや申請書類の一部は市ホームページからも取得できます。

【受付日時】①11月29日（土）・12月6日（土）が午前9時～午後4時②12月1日（月）～5日（金）が午前9時～午後5時③12月8日（月）・9日（火）が午前9時～午後8時。会場はいずれも市役所2階204会議室

※いずれの日も午前11時半～午後1時は除きます。

【ご注意】入所利用調整は先着順ではありません。例年、受付期間前半は非常に混雑し、お待ちいただくことがありますので、受付期間後半もご利用ください▼郵送やファクスでの入所申し込みはできません▼既に26年度中の入所申し込みを行い、決定待ちで、27年4月1日以降も引き続き入所を希望する方も、受付期間中に新たに申し込んでください▼転出先で他市区町村の保育所への入所を希望する方は、各自治体で申込締め切り日や必要書類が異なりますので、ご確認ください

「ケア東久留米」5階会議室（幸町3ノ11ノ10）

【内容】「認知症の正しい理解や接し方について」「サポーターとしてできることなど」

【対象者】市内在住・在勤で、認知症サポーター養成講座を受講したことのない方

【定員】30人

【費用】無料

申し込みは11月28日（金）までに、電話で在宅介護支援センター☎479・0800へ。

※受講修了者に認知症サポーターの目印となる「オレンジリング」を差し上げます。

詳しくは同センターへ。

認知症サポーター養成講座を開催します

～認知症について正しい知識を学びませんか？～

認知症サポーターとは、認知症について正しい理解を持ち、地域で生活している認知症の方やその家族の方を温かく見守り、自分にできる範囲で支援する方をいいます。認知症サポーター養成講座は全国的に展開されています（資格取得の講座ではありません）。

今回は在宅介護支援センターの主催です。

【日時】12月10日（水）午後2時～4時（1時半から受け付け）

【会場】介護老人保健施設「ケア東久留米」5階会議室（幸町3ノ11ノ10）

【内容】「認知症の正しい理解や接し方について」「サポーターとしてできること」など

【対象者】市内在住・在勤で、認知症サポーター養成講座を受講したことのない方

【定員】30人

【費用】無料

申し込みは11月28日（金）までに、電話で在宅介護支援センター☎479・0800へ。

※受講修了者に認知症サポーターの目印となる「オレンジリング」を差し上げます。

詳しくは同センターへ。

さいわい福祉センターをご利用ください

27年度通所訓練生、入浴サービス利用者を募集します。

27年度通所訓練生

◎就労移行支援事業

【対象】原則18歳以上の知的障害のある方で、企業などでの就労を希望し、採用が見込まれる方（障害福祉サービスの訓練等給付の支給決定を受けた方）

【募集人員】若干名

【利用期間】訓練等給付の支給期間

【活動内容】就労に向けた訓練および支援

【申し込み方法】希望する方は、障害者総合支援法に基づく手続きが必要となりますので、同センターへご相談ください

入浴サービス（機械浴）

【対象】次の①～③の全てに該当する方。①市内在住で家庭での入浴が困難な方②64歳以下で介護保険に該当せず、身体障害者手帳1・2級をお持ちの方③一定の医療行為が終了し症状が安定している方

【利用回数】月2回

【費用】1回600円

【申し込み方法】平日の午前9時～午後5時半に同センターで受け付け

申し込みと詳しくは、同センター☎477・2711、またはファクス（477・2750）へ。

精神障害者ショートステイ事業について

市では、地域で生活する精神障害の方が利用できる「ショートステイ事業」を行っています。

日常的に見守りをしているご家族が、急な用事などで不在になるときや、本人の気持ちが不安定で休息が必要になったときなどに、専用居室に宿泊していただき、地域での生活が継続できるように支援します。

なお、事業の利用には市への登録が必要となり、利用者負担などが生じます。

詳しくは障害福祉課地域支援係☎470・7747へ。

新しい認可保育園が開園します

27年4月に民設民営の新しい保育園が開園します。同園では、産休明け保育や延長保育なども行います。

【名称】（仮称）いちご保育園

【所在地】本町1ノ5ノ5

【設置運営】NPO法人いちごの会

【定員】60人（0歳児6人、1歳児10人、2歳児11人、3歳児11人、4歳・5歳児22人）

【開所時間】午前7時～午後6時（8時までの延長保育を実施予定）

詳しくは保育課保育係☎470・7745へ。

地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会は、障害福祉関係者の連携や相談支援体制の整備、また地域での課題の共有化を行う場として、各地方公共団体で設置に努めるよう、障害者総合支援法に規定されています。

市では、24年度から同協議会を設置し、委員は障害当事者・家族や学識経験者、関係者団体・相談支援事業所・公共機関からの代表者など16人で構成しています。本会議の他に専門部会（相談支援部会）「住みよいまちづくり部会」を設置し、より具体的な課題について検討しながら、市の実情に応じた体制整備などを協議していきます。

なお、協議会の議事概要は、市ホームページで公開しています。また、ニューズレターを発行し、公共施設などで配布しています。

詳しくは障害福祉課☎470・7747、またはファクス（475・8181）へ。

市民伝言板

会員募集

◆東久留米市ラジオ体操連盟
毎年7前6時分～7時、滝山公園・向台尾崎・ひばがお団地南公園などの各所で、会費年1200円、初心者歓迎、正しいラジオ体操、練功十法を身に付け健康維持、詳しくは鷲尾☎471・5742へ。

◆野球（東久留米シニア）毎週土曜・日曜日、祝日の午前8時半～午後6時、白山球場他で。入会金5000円、会費月1万円、12歳～15歳の少年・少女募集、ボールの握り方から野球の楽しさを伝えます。詳しくは佐藤☎090・3239・4025へ。

◆懐かしの歌お喋りの会 第3水曜午後2時～4時、大門町一丁目アパート集会所で。会費月200円、アコーディオンに合わせて懐かしい歌を歌って心を開き、お喋りしましょう。詳しくは一政☎080・2047・0382へ。

◆日本舞踊（扇の会）月4回。金曜午後0時40分～3時40分、生涯学習センターで。入会金1000円、会費月3000円。11月21日（金）は無料講習会、古典小曲、新舞踊、初心者歓迎。見学可。詳しくは佐々木☎473・8450へ。

◆健康麻雀（アオイ会）毎週月曜・水曜・金曜日の午後0時10分～4時半、下田会館（小山一丁目）で。入会金1000円、会費月1000円。興味のある方歓迎。楽しく、飲まない、吸わない、賭けない。詳しくは浦本☎090・5330・0628へ。

催し

◆第7回写真展（バード・フォトクラブ）11月19日（水）～24日（休）の午前10時～午後5時、生涯学習センター1階ロビーで。入場料無料。詳しくは木津☎475・5231へ。

◆唱歌組曲「未来への贈りもの」（東久留米合唱サロン）11月24日（休）午後1時～4時、新座市民会館大ホール（新座市野火止一丁目）で。入場料無料。詳しくは佐々木☎474・6022へ。

◆HASハザー（ホーム・アニマル・ソサエティ）11月16日（日）午前10時～午後3時、金山町ノ4ノ6ノ15で（雨天の場合は23日に延期）。入場料無料。売り上げは動物の保護・医療費に使わせていただきます。詳しくは佐藤☎471・2607へ。

◆「東久留米駅開駅百年」記念イベントの写真・ポランティアを募集（東久留米駅前商店会）来年は東久留米駅開駅百周年です。駅前商店会では「開駅記念祭」の企画として写真展やイベントを27年5月9日（土）に成蹊教育文化会館で行います。昔の駅やその周辺の写真をお持ちの方は12月15日までに連絡ください。また企画に協力できる方を募集しています。詳しくは神藤☎090・1559・9857へ。

その他

◆イルミネーション点灯のご案内（NPO法人東久留米フラワーネットワーク）11月16日（日）～27年1月17日（土）午後4時半～午前0時。東久留米駅西口ロータリーハナミズキ周辺。今年で10年目になります。皆さん「鍋を食べに来てください。詳しくは神林☎471・3633へ。

第1回東久留米市「グリーンカーテンコンテスト」の結果と作品展示

市民環境会議では、家庭や事業所などでの夏の省エネルギー促進のため、グリーンカーテンコンテストを開催しました。規定部門（ゴーヤ）とフリー部門（ゴーヤ・その他のつる性植物）のグリーンカーテンを募集し、8月1日～9月30日の期間中に市内の家庭・団体から57点の作品をご応募頂きました。

優秀8作品（各部門の家庭・団体各2点）は次の通りです（五十音順。敬称略）。

●規定部門・家庭＝小牧完次（南沢）・浜田学（幸町）

●規定部門・団体＝下里小学校・氷川台自治会

●フリー部門・家庭＝小川益道（中央町）・松田博雄（前沢）

●フリー部門・団体＝公益社団法人東久留米市シルバー人材センター・豊島なでしこ幼稚園

応募作品の展示

【日程】27年1月17日（土）正午～30日（金）午後5時

【会場】市役所1階呈内ひろば

詳しくは環境政策課☎470・7753へ。

湧水ウオッチングウオークを開催します

「黒目川上流の湧水と秋の柳窪散策」コース

今回は、黒目川上流の湧水と秋の柳窪を巡る約4キロメートルのウオーキングを楽しみます。この機会に市内の貴重な自然を見直してみませんか。当日は「東久留米の湧水マップ」を配布します。主催は、市民環境会議水とみどり部会。

【行程】都大橋（集合）→下里氷川神社→しんやま親水広場→柳橋→第十小学校裏→柳窪天神社（休憩）→新青梅街道→村野家住宅（廻恵園）前→第十小学校前→柳窪一丁目バス停（解散）

【日時】①11月24日（休）②12月4日（木）、いずれも午後1時～4時

【集合場所】都大橋（下里七丁目1番）。東久留米駅西口から西武バス「武蔵小金井駅（錦城高校経由）行き」に乗車、「都大橋」バス停下車

【定員】30人

みどり東京 62市区町村共同
みどり東京・温暖化防止プロジェクト
市町村助成金事業

みんなで取り組もう！ごみの減量④

紙類などの資源物は資源集団回収へ

前回は燃やせるごみの中に含まれる紙類の量を減らすため、紙類は「紙類の日」に出すことをお願いしました。

「紙類の日」に回収した紙類は、ごみではなく資源としてリサイクルされますので、燃やせるごみの減量だけでなく、資源の保全にもつながります。

このほかにも、ごみの減量と資源の保全に結び付く方法があり、それが今回お話しする資源集団回収です。

資源集団回収とは、自治会やマンションの管理組合、PTAなど市民の皆さんが作る団体が回収日時を決め、家庭から出る紙類（新聞・段ボール・雑がみ）、金属類（アルミ缶）・布類（古布など）を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のことです。

現在、市内の自治会やPTAなど約140団体が資源集団回収に取り組んでおり、紙類に関しては、集団回収の量が「紙類の日」に回収される量を上回っています。

集団回収報奨金で紙類などの資源物を団体の収入源に

市では、資源集団回収を実施している団体に対し、回収業者へ引き渡した量に応じて報奨金（1キログラム当たり9円）を交付しています。

報奨金の使用目的は問いませんので、各団体で使途を決め、有効活用してください。

資源集団回収は2～3世帯から実施可

資源集団回収は、自治会や管理組合などの大規模な団体だけではなく、2～3世帯の小規模グループでも実施可能です。「集団回収に興味はあるけれども、負担回収の量が少ないからできない」とお考えの方でも、気軽に始めることができます。

資源集団回収の始め方などの詳細はごみ対策課へお問い合わせください。ご希望の場合は説明に伺います。また、資源集団回収について詳しく説明した「資源集団回収マニュアル」を市役所や地域センターなど市の施設で配布しています。※市ホームページからも取得できます。

ストップ！資源物の持ち去り

皆さんがごみの減量化・再資源化のため分別して出した紙類などの資源物を、市が指定した事業者以外の第三者が持ち去ることがあります。

市では、こうした行為を資源物の分別排出や、ごみの減量化・資源化の取り組みを踏みにじる悪質な行為として捉え、持ち去りの流通経路を把握するため、業界団体と連携してGPS（全地球測位システム）追跡調査を実施しています。

また、資源物の持ち去りを防ぐため、紙類回収日は午前9時以降に行う正規の収集とは別に、午前7時から随時早朝パトロールを実施しています。その際、新聞などの回収を行う場合もありますが、必ず車両に回収業者であることの他に、早朝パトロール中であることを表示しています。それ以外の車両で持ち去り行為を見かけたら、危険を伴う場合がありますので、注意するのではなく、日時・車種・ナンバーなどを控えてください。

詳しくは同課☎473・2117へ。

防災行政無線を用いた「緊急情報の伝達訓練」を11月28日（金）午前11時から実施します

市では、大地震などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート※）から送られてくる国からの緊急情報を確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

【日時】11月28日（金）午前11時から

【内容】市内に設置してある防災行政無線から試験放送を一斉に行います。放送する内容は次の通りです。

チャイム→「これは、テストです」（3回繰り返し）→「こちらは、防災東久留米です」→チャイム

【その他】当日は、全国的に同様の情報伝達訓練が実施されます

※Jアラートとは、大地震などの緊急情報を、人工衛星などを通じて、国から地方公共団体へ瞬時に伝達するシステムです。

詳しくは防災防犯課☎470・7769へ。

野外焼却は原則的に禁止されています

一般廃棄物（家庭ごみなど）を法令などにより認められた焼却設備を使用しないで焼却すること（例えばドラム缶や一斗缶、ブロックや鉄板の囲いでの焼却）は禁止されています。また、産業廃棄物も法令などで処理方法が定められていて、野外焼却が禁止となっています。

野外焼却の例外

一般廃棄物の野外焼却の禁止については、次のような例外事項があります。ただし、これらの例外事項の場合であっても、できる限り周辺の生活環境に配慮する必要があります。

▼伝統的行事、風俗慣習的行事のための焼却行為＝「お焚き上げ」「お祭り」など

▼学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為＝「キャンプファイヤー」など

▼市長が特にやむを得ないと認める焼却行為＝「災害時の応急対策」「樹木や農作物の病害虫の防除など農業を営む上で行わざるを得ないもの」など

野外焼却しないために

周辺の生活環境への影響を最小限に抑えるため、次の方法が推奨されています。

自宅の落ち葉や剪定枝は①敷地がある場合には埋め戻す②燃やせるごみとして小出しに出す（剪定枝は電話予約により、ごみ対策課で回収します。ごみの出し方については同課☎473・2117へ）

また、例外事項に該当する場合でも、周辺からの通報や苦情が発生した場合、現場での指導の対象になります。

やむを得ず焼却禁止の例外行為を行う場合は、次の事項を順守してください。

①枝木や落ち葉はよく乾燥させる

②量は必要最低限にする

③時間は極力短くする

④天候、風向き、時間帯を考慮する

関係法令など

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

詳しくは環境政策課☎470・7753へ。

低利率で資金をあっせんします

各種資金融資制度をご利用ください

市では、市内の中小企業者（金融保険業・不動産業・風俗営業を除く）に低利率で融資をあっせんしています。また、利用する方の負担を軽減するために、利子や信用保証料の一部を市が助成しています（利率1・875％。※利率の適用は融資実行年月日の該当する年度です。利子補給0・9～1・2％）。

申し込み受け付け後に、書類の審査と実貸調査を行います。融資までに4週間前後かかりますので、利用の際は早めに申し込んでください。

資金融資特例措置を引き続き実施します

昨今の経済不況対策として時限的に実施している「市内の中小企業者に対する資金融資の特例措置」を、今年度も引き続き実施しています（申し込みは27年3月31日（火）まで）。

対象は、不況対策緊急資金融資および小口零細企業資金融資（不況対策緊急資金）とし、信用保証料の補助規定のうち、上限額（2万5000円）を廃止し、2分の1を補助します。

詳しくは産業振興課労政商工係☎470・7743へ。

家具類の転倒・落下・移動防止をしていますか？

近年発生した地震被害では、負傷者のうち3割～5割が、家具類の転倒・落下・移動によるもので、直接当たってけがをするだけでなく、つまずいたり、避難通路をふさぐなどの危険をもたらします。

自分や家族のけがを防止し、避難障害を防ぐためにも、家具類の転倒・落下・移動防止対策を行いましょう。

固定方法など

◎壁に固定する方法

転倒・落下・移動対策の基本は「ねじ」での固定です。家具を固定する対象は壁下地の柱などです。ねじは長めのものを使用し、しっかりねじ込みます。

◎ポール式器具やストッパー式器具の取り付け方法

ポール式器具は、家具の両側の側板部の壁側奥に取り付けます。取り付けには、天井に十分な強度が必要です。ストッパー式器具は、家具の端から端まで敷きます。

◎ガラス飛散防止フィルムを貼る方法

ガラスの破損や収納物の飛び出しを防止するには、飛散防止フィルムが効果的です。ガラス戸の両面に貼ることによって効果が高くなります。片面に貼る場合は、外側のガラス面に貼ってください。

◎扉開放防止器具の取り付け方法

扉開放防止器具には、粘着タイプやチェーンタイプ、ねじで固定する掛け金タイプなどがあります。重量が大きい収納物が入っている場合は、ねじ固定できるものを取り付けましょう。

詳しくは東久留米消防署警防課地域防災係☎471・0119（内線323）へ。

またまだやりたいこと、楽しいことは尽きない

市老人クラブ連合会（久老連）の会員を募集します

老人クラブは「あなたと地域社会」との絆を深めてくれます。市内全域に27の単位老人クラブがあり、約2000人の会員が活動しています。主な活動は次の通りです。

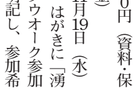

◎趣味・教養・生きがい＝国内研修、カラオケ、日本舞踊、書道、民謡、詩吟、朗読、俳句、手芸、社交ダンス、教養サークル活動、各種趣味の会、サロン活動、久老連事業への参加、よろずや大学講座（舞踊、書道、詩吟、朗読、俳句、いきいき体操、手芸、唄おかし会、民謡）など

◎スポーツ・健康づくり＝ゲートボール、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ペタンク、いきいき体操、健康ウオーキング、軽スポーツ、体力測定、高齢者のエアロビクス、カントリーダンス、都主催グラウンドゴルフ・輪投げ・ペタンク大会出場、ストレッチ体操会（健康運動士や整形外科医が指導）など

◎社会奉仕＝児童見守りパトロール、老人施設漢方慰問、神社や公共施設の清掃、共同募金の応援など

◎生きがい活動＝年3回の生涯学習センターでの漢方大会や、よろずや大学発表、都老人クラブ連合会芸能大会への出場など

各クラブでは、地域に密着した地域の核としてこれまでの知識や経験・能力を生かした活動ができます。地域に新しい仲間を作りませんか。入会申し込みは、電話で各地区センターまたは各老人クラブ会長へ。※市内の老人クラブ一覧は、市ホームページをご覧ください。

詳しくは福祉総務課高齢者福祉係☎470・7777（内線2508）へ。